

その他の環境への配慮

施設の運転に伴う騒音や振動、悪臭についても法令や条例等に基づいて適切な測定と管理を行い、規制基準を守り環境を維持しています。また敷地内の環境の整備・美化にも取り組んでいます。

騒音・振動・悪臭に対する管理（規制基準以下を遵守）

原子力機構では、施設を運転するために原動機等を使用するため、地域によって騒音、振動の規制を受けます。その原動機から発生する騒音について、6 拠点等（那珂、原子力緊急時支援・研修センター、もんじゅ、ふげん、関西木津、東濃）の敷地境界において測定した結果は、全て騒音規制法や各自治体の県条例の規制基準値以下でした。

また、振動と悪臭については関西木津のみが規制対象になっており、定期的に測定した結果いずれも規制基準値以下でした。

敷地内環境の美化（緑豊かな環境づくりを行っています）

各拠点等ごとに敷地内の植栽、除草、植林などの環境の整備・美化に取り組んでいます。

